

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則 二
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 二
- 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 一
- 福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則 一〇
- 福島県議会 一〇
- 福島県議会会議規則の一部を改正する規則 二〇
- 福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則 二〇
- 福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則 二〇

## 規 則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福島県規則第七十九号

福島県知事 内堀雅雄

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則（平成二十三年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表四十八の項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第四項に規定する同条第一項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（総務課）

### 福島県規則第八十号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（地方振興局長への委任）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇四十九（略）</p> <p>五十 福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和六年福島県条例第七十六号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>（1） 第七条第一項の規定による許可</p> <p>（2） 第八条第二項の規定による条件の付加</p> <p>（3） 第八条第三項の規定による検査</p> <p>（4） 第九条第二項で準用する第八条第二項の規定による条件の付加</p> <p>（5） 第十一条第一項の規定による許可</p>	<p>（地方振興局長への委任）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇四十九（略）</p> <p>（新設）</p>

- (6) 第十一条第二項の規定による届出の受理
- (7) 第十一条第三項で準用する第八条第二項の規定による条件の付加
- (8) 第十一条第三項で準用する第八条第三項の規定による検査
- (9) 第十二条第一項の規定による勧告
- (10) 第十二条第二項の規定による措置命令及び使用停止の命令
- (11) 第十三条第一項の規定による許可の取消し
- (12) 第十三条第二項の規定による許可等の取消し
- (13) 第十三条第三項の規定による許可の取消し
- (14) 第十四条第一項の規定による許可
- (15) 第十五条第一項の規定による認可
- (16) 第十六条第二項の規定による届出の受理
- (17) 第十七条第一項の規定による意見の聴取
- (18) 第十七条第二項の規定による意見の聴取
- (19) 第二十条の規定による報告の徴収
- (20) 第二十一条第一項の規定による立入検査及び質問
- (21) 第二十二条第一項の規定による届出の受理
- (22) 第二十二条第二項の規定による措置命令
- (23) 第二十三条第一項の規定による手数料の徴収
- (24) 第二十四条の規定による公表
- (25) 第二十六条の規定による照会

<p>2 (略)</p>	<p>協力又は立入検査への同行要請 (地方振興局長への委任事項に係るものに限る。)</p> <p>(26) 附則第三項の規定による届出の受理</p>
<p>2 (略)</p>	

**附 則**  
この規則は、令和七年一月一日から施行する。

(行政経営課)

**福島県規則第八十一号**

**福島県行政組織規則の一部を改正する規則**

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表環境保全総室の項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、

「(中間貯蔵・除染対策課) 第十二 福島県  
第七十六号 (中間貯蔵・  
十三 中間貯蔵施設事業に関すること。」を

特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例(令和六年福島県条例

の施行に関すること。に改める。

除染対策課) 蔵施設事業に関すること。」

蔵施設事業に関すること。

**附 則**

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

(行政経営課)

**福島県規則第八十二号**

**福島県職員の仕事に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年福島県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項第一号を削り、同項第二号中「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第六項中「前項第二号」を「前項第一号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第八項中「前項第二号」を「前項第一号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

第十五条第六項第一号中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に改める。

る。

第十七条第九項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。  
第十号様式の三、第十号様式の四及び第十一号様式を次のように改める。

第10号様式の3(第8条関係)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書  
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

(ア) 受給資格者	氏 名			
	住所又は居所	電話番号( )		
(イ) 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称		事業所番号	
	所 在 地	電話番号( )		
	事業の種類			
(ウ) 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	(エ) 採用内定年月日	年 月 日	
(オ) 職 種		(カ) 一週間の所定労働時間	時間 分	
(キ) 賃金月額	万 千円	(ク) 雇用期間	a定めなし 年月日まで b定めあり (年 か月) 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)	
(ケ) 上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日				
事業主氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)				
(コ) (ウ)の雇入年月日 又は事業開始年月日 前3年間における就業 についての再就職 手当に相当する退職 手当又は常用就職支 度手当に相当する退 職手当の有無	a 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	b 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日				
福島県知事 (福島県教育委員会又は 福島県警察本部長)				
受給資格者氏名				
※ 所 定 給 付 日 数	※ 支 給 残 日 数	※ 支 給 金 額	※ 支 給 決 定 年 月 日	
日	日	円	年 月 日	

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

## 注意事項

- 1 この申請書は、(ウ)の欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌月から起算して1月以内に、支給義務者に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えて提出すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 雇用された受給資格者にあつては(ア)から(コ)までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては(ア)から(ウ)及び(コ)の欄に記入すること。
- 5 (ク)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「b 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 (コ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、(ケ)の欄の証明を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記入しないこと。

第10号様式の4(第8条関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書  
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

(ア) 受給資格者	氏 名		受給資格 証 番 号		
	住所又は 居 所	電話番号( )			
(イ) 就 職 先 の 事 業 所	名 称				
	所 在 地	電話番号( )			
(ウ) 1週間の所定労働時間	時 間 分	(エ) 求職申込み時 等に明示した 賃金月額	万 千円		
(オ) 雇用期間中の賃金支払状況					
A 賃金支払対象期間	B Aの基 礎日数	C 賃金額			D 備考
		a	b	計	
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
就職年月日～ 月 日					
(カ) 上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日  事業主氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)					
上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会又は 福島県警察本部長)  受給資格者氏名					
備 考					

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

---

**注意事項**

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月  
に至った日の翌日から起算して2月以内に、支給義務者に提出すること。
  - 2 この申請書には、受給資格証を添付すること。
  - 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職  
手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそ  
れに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
  - 4 申請書の記載について
    - (1) 受給資格者は、(ア)の欄及び申請の欄を記入すること。
    - (2) 受給資格者を雇用した事業主は、(イ)から(カ)までの欄をそれぞれ記入するこ  
と。
    - (3) (ウ)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6  
月に至った時点における1週間の所定労働時間を記入すること。
    - (4) (エ)の欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、受給資格者に対して明示  
した賃金月額を記入すること。
    - (5) (オ)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達  
する賃金締切日(賃金締切日が1月中に2回以上ある者については月の末日に最も近  
い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者につい  
ては月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締  
切日までの期間ごとにそれぞれ記入すること。
    - (6) 事業主は、(カ)の欄の証明を行うこと。
  - 5 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給し  
た金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処  
罰されることがある。
-

第11号様式(第8条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

(ア) 受給資格者	氏名			
	住所又は居所	電話番号( )		
(イ) 就職先の事業所 (開始した事業)	名称		事業所番号	
	所在地	電話番号( )		
	事業の種類			
(ウ) 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	(エ) 採用内定年月日	年 月 日	
(オ) 職 種		(カ) 一週間の所定労働時間	時間 分	
(キ) 賃金月額	万 千円	(ク) 雇用期間	a定めなし 年 月 日まで b定めあり (年 か月) 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年以上雇用する見込み(ア 有 イ 無)	
(ケ) 上記の記載事実には誤りのないことを証明します。 年 月 日				
事業主氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)				
(コ) (ウ)の雇入年月日 又は事業開始年月日 前3年間における就 業についての再就職 手当に相当する退職 手当又は常用就職支 度手当に相当する退 職手当の有無	a 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 b 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 [福島県教育委員会又は 福島県警察本部長]				
受給資格者氏名				
※支給金額	円	※支給決定年月日	年 月 日	

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。



## 注意事項

- 1 この申請書は、(ウ)の欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌月から起算して1月以内に、支給義務者に提出すること。
  - 2 この申請書は、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
  - 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
  - 4 雇用された受給資格者にあつては(ア)から(コ)までの欄に記入すること。
  - 5 (ク)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「b 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年以上雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
  - 6 (コ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。
  - 7 事業主は、(ケ)の欄の証明を行うこと。
  - 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
  - 9 ※印欄には、記入しないこと。
-

第十九号様式中「**罰金**」を「**罰金**」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十号様式の三、第十号様式の四又は第十一号様式による申請書は、改正後の第十号様式の三、第十号様式の四又は第十一号様式による申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則第十九号様式による通知書は、改正後の第十九号様式による通知書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県規則第八十三号**

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則**

(福島県職員恩給条例施行規則の一部改正)

**第一条** 福島県職員恩給条例施行規則（昭和三十二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十号様式の二及び第十九号様式の四中「**懲役若しくは禁この刑**」を「**拘禁刑**」に、「**禁この刑**」を「**禁禁刑以上**」に改める。

第十九号様式の五中「**懲役又は禁この刑**」を「**禁禁刑**」に改める。

(県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

**第二条** 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「**懲役、禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。

(福島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

**第三条** 福島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式(裏)中「**懲役**」を「**拘禁刑**」に改める。

(福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

**第四条** 福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十五号様式中「**懲役又は禁錮の刑**」を「**拘禁刑**」に改める。

第二十六号様式中「**懲役・禁錮の刑**」を「**拘禁刑**」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの規則の施行前に犯した罪につき懲役（刑法等一部改正法第二条による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役をいう。）、禁錮（旧刑法第十三条に規定する禁錮をいう。次項において同じ。）又は旧拘留（旧刑法第十六条に規定する拘留をいう。次項において同じ。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘留されている場合は、第二条の規定による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第七条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている場合とみなす。
- 3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する規則の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- (様式に関する経過措置)
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により提出されている申立書、身分証明書、証書又は届は、それぞれ改正後の規則の規定により提出された申立書、身分証明書、証書又は届とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(文書法務課)

**福島県規則第八十四号**

**福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則**

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和二年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中「**第二十一条の十三**」を「**第二十一条の十二**」に改める。

第二百五条及び第二百六条中「**第二十一条の十四第一項第一号**」を「**第二十一条の十三第一項第一号**」に改める。

第二百七条中「**第二十一条の十四第一項第三号**」を「**第二十一条の十三第一項第三号**」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(下水道課)

## 福島県議会

福島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福島県議会議長 西山 尚 利

### 福島県議会規則第四号

#### 福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会会議規則(昭和三十四年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に、「第二百二十九条」を「第二百二十八条の二」に、「第二百二十九条」に改める。

第二条中「出産」の下に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の下に「看護」を加える。

第三十一条に次の一項を加える。  
4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第二百二条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。  
第十二章中第七十七条の次に次の一条を加える。  
(資格決定の通知)

第七十七条の二 法第百二十七条第三項の規定により準用される法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。  
第十八章中第二百二十九条の前に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第二百二十八条の二 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定め

るところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき(第二十一条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百二十四条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第二百二十八条の三 この規則の規定(第二十八条第一項(第八十四条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(議 事 課)

福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福島県議会議長 西山 尚利

**福島県議会傍聴規則第五号**

**福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則**

福島県議会傍聴規則(昭和五十三年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号中「これらに類する物」を「の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物」に改め、「携帯し」の下に「、又は着用し」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第九条第一項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、同項第七号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改め、「物品」を「物」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「傍聴に当たっては、静粛を旨とし」を「傍聴席にあるときは」に改め、同条第二号を削り、同条第一号中「、公然と可否を表明し」を「公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さ」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十条第三号から第五号までを次のように改める。

三 飲食をしないこと。

四 携帯電話その他音を発する機器又は物品は、音を発しないようにすること。

五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第十条第六号を削る。

第十一条(見出しを含む。)中「映画」を「動画」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号 (第四条関係)

発行年月日

(当日限り有効)

# 一 般 傍 聴 券

福島県議会 印

↑ ..... 12センチメートル ..... ↓

← ..... 8センチメートル ..... →

「県議会(本会議)を傍聴される皆様へ」

- 1 傍聴席では、次の事項を守るとともに、係員の指示に従ってください。
  - (1) 静粛にし、拍手等による可否の表明、はち巻着用等による示威的行為をしないでください。
  - (2) 携帯電話その他音を発する機器又は物品は、音を発しないようにしてください。
  - (3) 会議や他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないでください。
- 2 傍聴規則に違反した場合には、退場を命ぜられることがあります。なお、その場合、当日の再入場が認められないことがあります。
- 3 写真・動画の撮影や録音等は、傍聴規則により禁止されています。

様式第二号 (第四条関係)

発行年月日

(当日限り有効)

# 議 員 紹 介 傍 聴 券

福島県議会 印

↑ ..... 12センチメートル ..... ↓

← ..... 8センチメートル ..... →

「県議会(本会議)を傍聴される皆様へ」

- 1 傍聴席では、次の事項を守るとともに、係員の指示に従ってください。
  - (1) 静粛にし、拍手等による可否の表明、はち巻着用等による示威的行為をしないでください。
  - (2) 携帯電話その他音を発する機器又は物品は、音を発しないようにしてください。
  - (3) 会議や他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないでください。
- 2 傍聴規則に違反した場合には、退場を命ぜられることがあります。なお、その場合、当日の再入場が認められないことがあります。
- 3 写真・動画の撮影や録音等は、傍聴規則により禁止されています。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(議 事 課)

福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福島県議会議長 西山 尚 利

## 福島県議会規則第六号

## 福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

福島県議会委員会傍聴規則(平成十六年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「所定の場所」を「議会事務局議事課」に改める。

第八条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号中「これらに類する物を携帯」を「の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第八条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、同項第七号中「議事」を「委員会」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「係員に」を削り、「第四号」を「第三号」に改め、「物品を携帯しているか否かを」を「物の携帯の有無を係員に」に改め、同条第三項中「する」を「し、又は退室させる」に改める。

第九条各号列記以外の部分中「静粛を旨とし、」を削り、同項第二号を削り、同項第一号中「公然と可否を表明し」を「公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さ」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第九条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「又は喫煙」を削り、同号を同条第三号とし、同条第六号中「音声等を発する機器を携帯する場合に」を「音を発する機器又は物品」に、「あらかじめ電源を切る」を「音を発しないようにする」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「委員会室の秩序を乱し、又は議事の」を「委員会を」に、「若しくは他人の迷惑となる」を「し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような」に改め、同号を同条第五号とする。

第十条(見出しを含む。)中「映画」を「動画」に改める。

第十二条を次のように改める。

(傍聴人の退室)

第十二条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退室させることができる。

2 委員長は、前項の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入室を禁止す

ることができる。

3 委員長が秘密会であることを宣告したときは、委員長は傍聴人を退室させなければならぬ。  
第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第4条関係)

(表)

↑ ニ ト ー メ タ ン セ 0 6 ↓	<p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">委 員 会 傍 聴 章</p> <p style="text-align: right;">_____ 委員長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">福 島 県 議 会</p>
---	--

←.....9.5センチメートル.....→

(裏)

- 「傍聴される方へ」
- 1 この傍聴章は、常に見えるように着用してください。
  - 2 この傍聴章は、傍聴を終えた際、議会事務局に返還してください。
  - 3 傍聴席では、次の事項を守るとともに、係員の指示に従ってください。
    - (1) 静粛にし、拍手等による可否の表明、はち巻着用等による示威的行為をしないでください。
    - (2) 携帯電話その他音を発する機器又は物品は、音を発しないようにしてください。
    - (3) 委員会や他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないでください。
  - 4 委員会傍聴規則に違反した場合には、退室を命ぜられることがあります。なお、その場合、当日の再入室が認められないことがあります。
  - 5 写真・動画の撮影や録音等は、委員会傍聴規則により禁止されています。

この規則は、公布の日から施行する。

(議  
事  
課)